

たかしま結びと育ちの応援団 縁結び相談利用規約

※必ずお読みになり、ご了解のうえお申込みください。

(名称)

第1条 この応援団は、たかしま結びと育ちの応援団（以下『応援団』という。）称する。

(事務局)

第2条 本応援団は、事務局を高島市新旭町旭 734-2 ほおじろ荘内に置く。

(目的)

第3条 本応援団の事業は、『たかしま子育て応援利用者支援事業』業務を円滑かつ効果的に実施していくために、高島市の関係機関や各種団体と連携して、「結婚・妊娠・出産・育児をしやすい高島市」の構築に向けた環境整備と子ども・子育て支援の推進を図る高島市よりの委託事業です。

(事業内容)

第4条 本縁結び相談利用規約においては、出会い・結婚に向けた縁結び相談の支援事業についての事業内容についてのみ記載するものと致します。

本応援団では、相談の対象となる高島市在住者並びに高島市内在勤者、または結婚後高島市に住む意志のある、結婚をしたいと真剣に望まれる独身者の縁結びやその家族への支援をしています。また、本応援団のサポートグループである『縁結びグループ結人』のサポーターへ繋ぐ事により、出会いの相談や情報提供、引き合わせや交際のフォローやアドバイス、及びサポーターグループが開催するイベント等の情報提供を行います。

ただし、この相談は、出会い、結婚を保障するものではありません。

(相談登録)

第5条 相談の対象となる方は、高島市在住・在勤、または結婚後高島市に住む意志のある独身者です。性別・年齢・結婚歴の有無を問いません。登録は無料です。登録する為には、氏名・生年月日・年齢・住所等必要事項を原則ご本人が記入した「たかしま縁結び相談登録書」と本人確認が出来る運転免許証やパスポート等公共機関が発行した顔写真入りの証明書を提出の上、自らが主体的に活動する事を誓約頂きます。但し、高島市外在住者で市内在勤者の方には在職証明書をお願いする場合があります。

記入又は指定した情報の内容によっては、相談登録をお断りすることがあります。

相談登録者は、本応援団の指示に従って登録の際に「たかしま縁結び相談登録書」に記入又は指定した情報を適宜閲覧、確認、変更、訂正、抹消することができます。

「たかしま縁結び相談登録書」の有効期間は、登録日から、その年の年度末（3月31日）までとします。

有効期間満了日までに、登録されている連絡方法により、登録更新の案内を実施しております。但し、3月31日までに登録の更新がなされない場合には、引続き連絡を取るものの、相応の期間経過をもって更新の意思がないものと判断する場合があります。

(縁結び相談受付)

第6条 縁結び相談の受付は、たかしま結びと育ちの応援団事務所にて営業日（火～土）の10時から17時まで相談申込みの受付をしています。

予約は不要ですが、事業の都合で不在の場合もありますので、あらかじめご確認下さい。

(個人情報の利用目的)

第7条 相談登録者から頂いた個人情報を次の目的で利用します。

1. 健全な運営を維持する為の相談登録者個人の識別と確認の為
2. 相談登録者から取得した個人情報は、縁結び支援事業の目的以外に使用することはありません。
3. イベントの開催案内や運営など（イベント開催にあたっては必要となる範囲で委託事業者に情報を利用させることを含みます）
4. 『縁結びグループ結人』サポーターが、出会いを希望している独身男女にお相手を探す場合や、引き合わせや交際のフォローを行ううえで登録者の情報を共有する事があります。
5. 「たかしま縁結び相談登録書」にご記入頂いた個人情報及は、お出会いのお相手を判断するうえでの情報の一部として利用致します。
6. 「たかしま縁結び相談登録書」で記入頂いた氏名・住所・電話番号は、お出会いが成立するまではお相手にも公表いたしません。

(個人情報の管理)

- 第8条
1. 相談登録者から提出頂いた個人情報は厳正に取り扱いし、漏洩、喪失、毀損等が起きないように適切な安全管理措置を行います。
 2. 提出いただいた書類等は返却することが無いことをご了解ください。
 3. 毎年年初に登録更新の確認を致しておりますが、更新なき場合は一定期間経過後に廃棄処理を行います。

(連絡)

第9条 相談登録者は、たかしま結びと育ちの応援団事務局及び登録者の情報を共有した『縁結びグループ結人』サポーターより登録した連絡先に連絡されることを了承します。

(相談登録者の責務)

- 第10条
1. 相談登録者は、本応援団の目的ないし事業内容を尊重し、本利用規約その他の社会的ルールに従って自己の責任において活動するものとします。
 2. 当縁結び相談で、お出会いの機会があり、その際に知り得た全ての個人情報や、紹介を受けた相手の情報は、秘密を厳守し、第三者には絶対に漏らしてはならない。
 3. お出会いをされた方同士間や交際相手との間に発生したトラブル等については当事者間で解決をお願いします。たかしま結びと育ちの応援団としては一切対応できません。

(禁止事項)

第11条 相談登録者は、以下の行為をしてはならない。

1. たかしま縁結び相談登録書に、虚偽の情報を記載及び申告してはならない。
2. 公序良俗こうじりょうぞくに反すること、猥褻わいせつな行為、その他法令に違反する行為をしてはならない。
3. 他人の信用、名誉・プライバシーを侵害してはならない。
4. 宗教的又は政治的勧誘を目的とした活動をしてはならない。
5. 目的や事業内容から著しく逸脱した行為をしてはならない。
6. 本相談利用規約その他定めるルールに反する行為をしてはならない。

(情報の削除)

第12条 相談登録者が記載した情報につき上記禁止事項に触れる点があると判断した場合、事前の通知等をなさずに当該情報を削除することができるものとし、かかる情報の削除理由等について返答する義務はないものとします。

(相談登録の抹消)

第13条 相談登録者が禁止事項に触れる行為をなしたと判断した場合や、以下の行為を行った場合には、当該相談登録者の登録を削除することができるものとし、かかる登録の削除理由等について返答する義務はないものとします。

登録を削除された相談登録者は、以後登録者としての権利をすべて失うものとします。

1. たかしま縁結び相談登録書に、虚偽の情報を記載及び申告があった場合。
2. 本事業に対し、不正な行為や迷惑行為があった場合。
3. お見合い相手やお付き合い相手に対し、その機会の終了後嫌がらせ行為やそれに準じた行為があった場合。
4. お見合い相手やお付き合い相手の個人情報、第三者などへ流出が確認された場合。
5. お見合い相手やお付き合い相手に対し、物販や MLM(マルチレベルマーケティング)などの勧誘行為が確認された場合。

(相談登録者の登録取消)

第14条 結婚が決まられた等で、本人が当応援団への縁結びの相談や支援の必要が無いと判断された場合には、本人の申し出により登録を取り消すことができます。

但し、その様な場合においても、結婚から妊娠・出産・子育て等の一連の支援を希望される場合には登録の更新を妨げるものではありません。